



吹田市監査委員告示第2号

吹田市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和元年5月30日に請求人（略）から提出された標題の監査請求について同条第4項の規定により監査を執行しました。この監査結果について、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和元年7月26日

(2019年)

吹田市監査委員 岡本善則

吹田市監査委員 谷義孝

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和元年5月30日に提出された吹田市職員措置請求について監査した結果、下記の理由により、その一部を棄却し、その余の請求については却下します。

記

第1 請求の受理

この請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和元年5月30日付けでこれを受理しました。

第2 請求の内容

請求書に記載された監査委員に対して請求する必要な措置は、次のとおりです。

(原文のとおり)

吹田市職員措置請求書

1. 請求の要旨

第1 請求の要旨

- 1) 吹田市議会会派自由民主党絆の会に対し政務活動費 38,880 円の返還請求権を行使するよう吹田市長 後藤圭二ならびに吹田市副市長 春藤尚久に勧告すること
- 2) 吹田市議会会派自由民主党絆の会が違法に政務活動費を支出することを防止するための必要な措置を講じることを吹田市長 後藤圭二ならびに吹田市副市長 春藤尚久に勧告すること
を吹田市監査委員に請求する。

第2 請求の原因

吹田市議会会派自由民主党絆の会（以下、「本国会派」）は、平成 29 年（2017 年）度、広報費として会派ホームページ制作代行費 3,240 円を毎月政務活動費から支出した。12 か月の合計金額は 38,880 円である。

本国会派は、本ホームページにおいて、選挙に関する内容等、政党としての活動に該当する記載や、自由民主党所属の国会議員、自由民主党大阪府支部連合会へのリンクバナー等、政務活動費を充てることが適当でない内容を掲載してきた。

2. 請求者 (略)

3. 地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書

- ・平成29年(2017年)度 自由民主党絆の会 会計帳簿(科目別)の該当部分

追加提出資料

- ・自由民主党絆の会会派ホームページ画面の写し

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

吹田市議会議員から選任された木村裕委員及び里野善徳委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥としました。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和元年 6 月 20 日に請求の趣旨を補足する陳述及び書面の提出がなされました。

(1) 補足説明書

提出された補足説明書の内容は次のとおりです。

自由民主党絆の会の政務活動費に係る住民監査請求について、次の通り主張を追加する。

新着情報および私たちについてと記載されたページの右部分には、上から会派名、議員控室の住所、電話番号、内線番号、受付時間、定休日の情報が掲載されている。その下にモバイルサイトへの QR コード、お問い合わせフォームへのリンクの項目、藤木えいすけ個人ブログのバナー広告、泉井ともひろ個人 HP のバナー広告等が掲載されている。また、「衆議院議員とかしきなおみ Naomi Tokashiki Official site」と書かれたバナー広告、「自民党 Lib Dems Liberal Democratic Party of JAPAN」と書かれたバナー広告、「自民党大阪府支部連合会」と書かれたバナー広告も掲載されている。

本件会派は、会派 HP のトップページにて、次の通り、選挙の当選お礼や選挙報告に関する文言を掲載し続けてきており、当記載は政務活動に関する内容ではない。

・「平成 27 年の統一地方選挙におきまして、吹田市議会議員選挙、現職 2 名新人 4 名全員が当選することができました。市民の皆様にお礼と感謝を申し上げます。同時に行われた吹田市長選挙においても自民党推薦の市長が誕生しました。」

本件会派の HP には、政務活動費を充てることが不適切と判断する根拠となる次の記載もある。

・「新年おめでとうございます！」の記事では、自民党所属の国会議員が映った写真がある。

・「吹田母子会『陽だまりルーム』のクリスマス会」の記事では、バイオリンを触るために並んでいた娘が大泣きした記載や、議員の家族の写真があり、私的な活動を広報する内容となっている。

・「とかしきなおみ君を育てる会」に関する記事は同じ政党所属の国会議員が主役のイベントを宣伝する内容となっている。

・「瑞宝双光章受章記念祝賀会」の記事では、市政とは無関係なデザートの写真が掲載されている。

・「あっという間の 10 月でした。」の記事では、今回も自民党候補者「とかしきなおみ」を当選させていただき、本当にありがとうございました！と衆議院議員選挙で自民党候補者が当選したことに対するお礼を行っている。

・「運動会の季節ですね！」の記事では、衆議院選挙が 10 日から開始すること、希望の党や

民進党や維新をとりあげ、相手が誰なのかについて言及しており、市議団は自民党の立候補予定者を応援することを記載している。

・「摂津市議会選挙」の記事では、摂津市議会議員選挙に自民党から立候補した者の選挙結果や選挙への支援のお礼を記載すると共に、自民党所属の参議院議員である「太田房江」「必勝」と記載した為書や自民党の当選者が映った写真を掲載している。

・「サマーフェスタ IN 千里阪急ホテル」の記事は、私的なイベント参加の記事である。議長公務としての参加ではない。

・「藤木議長就任のお祝い」の記事には、藤木議員が議長に就任したことを祝ったことが記述されている。飲食物の写真が掲載されており、料理の感想が記載されている。議員の私的な活動内容の記事である。

・「自民党大阪7区青年部主催『いちご狩り&BBQ』（泉井）」の記事は、4月30日に自民党大阪7区青年部主催で、総勢80名でいちご狩り・BBQに行ってきたこと、大盛り上がりだったことなどが記載されている。来年の企画を思案する記載もあり、興味がある人に連絡を促す内容になっている。

・「豊田みのる府議 府政報告会」は、1月29日に当時自民党に所属していた府議会議員の府政報告会に参加した内容の記事である。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

・「自民党56議席！！」の記事には、参議院議員選挙の選挙結果や選挙結果に対する感想が記載されている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

・「『松川るい』候補個人説明会 in すいた ゲスト応援弁士は丸川環境大臣・後藤吹田市長・森山摂津市長」の記事では、参議院議員選挙に立候補し選挙戦を当時戦っていた松川るい氏の選挙活動が、当氏や同党所属の丸川参議院議員の写真等と共に掲載されている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

・「こんなにゆうす ～若者に人気の自民党～（藤木えいすけブログより）」の記事には、参議院選挙の情勢の調査に関する記述が載っている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

・「松川るい候補 in すいた」の記事には、「松川るい」と記載されたタスキを身に着け演説を行う松川るい氏やとかしきなおみ氏の写真が複数掲載されており、選挙活動を宣伝する内容となっている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

・「参議院選挙公示日」の記事には、参議院選挙が開始したこと、自民党公認候補が松川るい氏であること、松川るい氏の政策には明確な実績と根拠があること、期日前投票を利用して欲しいこと、松川るい氏の公式サイトへのリンク等が掲載されている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当

記事を掲載し続けたことが認められる。

・「安倍総裁！街頭演説！」の記事には、松川るい氏の応援で自民党総裁が街頭演説を行ったこと、民進党や共産党に対する批判が記載されている。なお、民進党という名前の会派は、当時の吹田市議会議員の任期中（平成27年(2015年)5月～平成31年(2019年)4月）不存在である。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

なお、次の各記事については、平成29年(2017年)度中に作成され公開された記事とは認められないから、本住民監査請求の項目1の対象とはしていない。

- ・奥谷正実「夏のつどい～新たなる挑戦～」
- ・江坂企業協議会 懇談会(本イベントは平成30年(2018年)5月29日に開催されている)
- ・とかしきさん、垂水会館20周年記念式典でご挨拶
- ・『くまもん』大人気
- ・《吹田産業フェア》告知

(2) 請求人陳述

陳述の内容は概ね次のとおりです。

自由民主党絆の会の会派ホームページでは、確かに議会の発言に関する記述自体もあります。それは証拠書面として出していませんが本日時点で確認できます。また、選挙活動とか、政党支部のイチゴ狩りについても、同ホームページで閲覧することが出来ます。また、同ホームページで、渡嘉敷議員のホームページのリンクバナーとか自民党大阪府連のリンクバナーとかを掲示することは不適切だと思っていますし、選挙の活動とか後援会の活動とか、吹田市と何の関係もない摂津市議会議員の選挙の報告等そういう事を、政務活動費から執行して、ホームページに掲載しているのは不適切です。したがって、再発防止の措置を取ってほしいと思っています。会派のホームページ自体は、議会事務局の職員によると年に二回ほど検査で閲覧しているらしいですが、会派のホームページを公文書として管理している訳ではないという説明を受けているので、公文書として管理した方がいい、管理してくださいという事を議会事務局長、次長等の職員に今年の三月にお願いしていますし、議長にもお願いしているので、内部統制ができるような体制を構築してほしいと思っています。

3 関係職員の事情聴取

所管の議会事務局に対し資料の提出を求め、令和元年7月3日に関係職員から事情聴取を行いました。

第4 監査の対象

請求の要旨及び陳述の内容等から判断して、平成29年度に自由民主党絆の会（以下「本国会派」という。）に交付された政務活動費のうち、会派ホームページ制作代行費として支出されたものは、違法不当な公金の支出に該当しているか、その結果、市長は同会派に対し損害相当額を返還請求すべきかを監査対象としました。

なお、請求人が求める措置のうち、本国会派が違法に政務活動費を支出することを防止するための必要な措置を講じることについては、請求人は陳述の中で、具体的な内容として政務活動費により作成した会派ホームページの内容を公文書扱いとすること及び内部統制体制を構築することを求めており、このことは政務活動費の取扱いに関する制度の変更を求めるものであると解されます。しかしながら、これらについては財務会計上の行為に当たらないことから、監査の対象外としました。

第5 監査の結果

1 事実関係

関係職員からの事情聴取及び提出資料により、以下のとおり事実を確認しました。

(1) 政務活動費の概要

ア 根拠法令等について

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の審議能力強化のため地方議員の調査活動基盤の充実を図るという観点から、平成12年5月に法が改正され、地方自治体は条例により議会における会派等に対し政務調査費が交付できるようになりました。

その後、平成 24 年 9 月の法改正により、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めること（法第 100 条第 14 項関係）、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めること（法第 100 条第 16 項関係）が定められました。

本市では、吹田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年吹田市条例第 26 号。以下「条例」という。）、吹田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年吹田市規則第 26 号。以下「施行規則」という。）を制定し、さらに、使途基準の明確化を図るために、吹田市議会政務活動費の取扱要領（平成 25 年 3 月 1 日制定。以下「取扱要領」という。）を定めるとともに、議会事務局が作成した、支出に際しての留意事項等をまとめた政務活動費のてびき（以下「てびき」という。）を全議員に配布しています。

イ 本市における政務活動費の取扱いについて

（ア）政務活動費の交付の対象（条例第 2 条）

吹田市議会における会派（1 人以上の議員で構成される団体であって、議長に届出のあったものをいう。）

（イ）政務活動費の額（条例第 3 条第 1 項）

各月 1 日における会派の所属議員数に月額 110,000 円を乗じて得た額

（ウ）交付の方法（条例第 3 条第 2 項）

各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月の分を交付する。

（エ）収支報告書等の提出（条例第 7 条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、規則で定める期限までに

議長に提出しなければならない。議長は、前項の規定により提出のあった収支報告書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(オ) 政務活動費の返還（条例第8条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入の額が支出の額を超えるときは、当該超える額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。

(カ) 透明性の確保について（条例第10条）

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

ウ 政務活動費の使途基準について

(ア) 政務活動費を充てることのできる範囲（条例第5条、別表）

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に対して交付する。

(別表)

項目	内容
広 報 費	会派の活動及び市政に関する市民への報告に要する経費

(注) 本件監査請求に係る項目のみ抜粋。

(イ) 政務活動費で支出できないもの（取扱要領）

a 交際費的な経費

せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など

b 海外出張旅費

c 政党本来の活動に属する経費

党費、党大会ほか党務に関する会議の参加経費（旅費を含む。）など

d 政治団体発行の機関紙印刷代

e 選挙活動に伴う経費

f 回数券等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手、郵便はがきの購入に要する経費

g その他名目のいかんを問わず議員個人に支給する経費

(ウ) 按分による支出（取扱要領、てびき）

政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、次のとおり按分率や上限額を設けて支出しています。

a 調査研究費のガソリン購入費	3分の1とし月額上限8千円
b 通信費の自宅（連絡所）設置電話使用料	3分の1とし月額上限5千円
c 通信費の携帯電話使用料	3分の1とし月額上限5千円
d 通信費のインターネット接続料（携行用）	3分の1とし月額上限3千円
e 通信費のファクシミリ使用料	月額上限3千円
f 事務所費	賃借料の3分の1とし月額上限5万円
g 事務費の携行用事務機器購入費	3分の1

(エ) 政務活動費の支出例及び留意点について

てびきに記載されている支出項目別留意点のうち、本件に係る広報費については、次のように定められています。

広報費

内 容	会派の活動及び市政に関する市民への報告に要する経費
支 出 例	広報紙、報告書等印刷費、ホームページ関係費、会場費、茶菓子代、郵送料等
留 意 点	<p>■ 広報紙、報告書、ホームページ等の支出</p> <p>①記載内容は、市政に関する調査研究などの広報及び市議会における審議の経過、結果などの報告を中心とする。</p> <p>②発行者が会派であることが明確なものとする。</p> <p>■ 茶菓子代</p> <p>社会通念上、適当と認められる範囲のものに限る。 (ペットボトルのお茶、茶菓子等)</p>

エ 政務活動費の検査について

政務活動費の検査については、施行規則第7条によると、議長は会派の代表者から提出のあった収支報告書並びに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿(以下「収支報告書等」という。)について検査を行うとされており、吹田市議会政務活動費の検査実施要領(平成25年3月1日制定。以下「検査実施要領」という。)によると、議会事務局長は議長の命を受け、収支報告書等の検査を行うとされており、検査にあたっては、条例、施行規則及び取扱要領並びに議会運営委員会の確認事項の趣旨にのっとり行うものとなっております。

また、検査実施要領によると、年度終了後の検査に備え、会派の代表者は、毎年度第2四半期終了後、速やかに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿を提出し、議会事務局長の閲覧に供しており、議会事務局長は、検査において疑義があると認めるときは、当該会派の代表者に対して説明を求めることができ、議長は、検査の結果、執行内容を不適正なものとしたときは、当該会派の代表者に修正を命じることができます。

オ 政務活動費の公開について

政務活動費の使途の透明性を確保に資するため、吹田市議会政務活動費の公開に関する要領(平成25年4月1日制定)を定め、収支報告書、会計帳簿、支払伝票、領収書又は支払った事実を証する資料を年度終了後90日以内に吹田市議会のホームページで掲載しています。

(2) 本件に係る政務活動費について

ア 政務活動費の収支状況等

平成 29 年度における本国会派の政務活動費の収支状況は、平成 30 年 5 月 31 日付けで議長から市長に送付された収支報告書の写しによると以下のとおりです。

収入合計額(A)	支出合計額(B)	残額(A-B)
9,240,000 円	7,249,873 円	1,990,127 円

収入の額が支出の額を超えた 1,990,127 円については、平成 30 年 5 月 30 日に返納されています。

イ 政務活動費の充当状況について

本件ホームページ制作代行費に係る支出伝票及び出納簿を確認したところ、12 か月分(合計 38,880 円)が支出されており、平成 29 年度の政務活動費で全額充当されていることが認められます。

なお、本件支出についての具体的な内容について議会事務局に確認したところ、ホームページ制作代行ではなく、いわゆるホームページを維持管理するための「管理料」若しくは「利用料」に相当するものであることが分かりました。ホームページの更新作業は会派において行われており、ホームページの制作代行は、ホームページ開始当初と大幅なデザイン変更があった場合に別途支出されたも

のであることから、月々支払われている本件経費にホームページ制作代行は含まれていません。また、支払伝票等へ正しい支出内容が記載されていなかったものの、ホームページ維持管理費もホームページ関係費として広報費での支出が認められています。

支払伝票により確認した内容は以下のとおりです。

経費区分	支出年月日	金額（円）	支出内容
広報費	平成 29 年 4 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 4 月分
広報費	平成 29 年 5 月 22 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 5 月分
広報費	平成 29 年 6 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 6 月分
広報費	平成 29 年 7 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 7 月分
広報費	平成 29 年 8 月 21 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 8 月分
広報費	平成 29 年 9 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 9 月分
広報費	平成 29 年 10 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 10 月分
広報費	平成 29 年 11 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 11 月分
広報費	平成 29 年 12 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 29 年 12 月分
広報費	平成 30 年 1 月 22 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 30 年 1 月分
広報費	平成 30 年 2 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 30 年 2 月分
広報費	平成 30 年 3 月 20 日	3,240	会派ホームページ制作代行費 平成 30 年 3 月分

ウ 政務活動費の収支報告書の修正等について

本件監査中に、ホームページ制作代行費計 38,880 円のほか、会派ホームページ画像修正費 1 件 2,484 円の合計 41,364 円については、本件会派が自主的に返納するとして収支報告書修正届及び収支報告書（修正分）が令和元年 6 月 24 日付けで議長宛てに提出、当該収支報告書等の写しが同日付で議長から市長宛てに

送付されており、同月 27 日に本件会派から返納されたことが確認されました。

なお、修正後の収支報告書により確認した内容は以下のとおりです。

収入合計額(A)	支出合計額(B)	残額(A-B)
9,240,000 円	7,208,509 円	2,031,491 円

(3) 本件請求に係るホームページについて

本件会派ホームページのトップページをみると、新着状況、ホームページ閲覧者に向けてのあいさつとみられる「私たちについて」、「絆の会の特長」、「メンバー案内」として議員の名前と写真が掲載されているほか、画面右側に請求人が指摘する政党等へのリンクバナーがあります。また、トップページを含め5つの項目「ホーム」（トップページ）、「絆の会概要」、「会派メンバー」、「活動報告」、「ご意見」の各ページから構成されており、また、トップページ右側にサイドメニューとして「行政視察・勉強会等」、「議会・委員会」、「議員のお話」の各ページにリンクが貼られています。請求人が指摘する記載内容は、「議員のお話し」のページに掲載されています。

(4) 政務活動費に係る議会事務局の検査について

本件における議会事務局の検査内容について聴取したところ、概ね次のとおりでした。

ア 収支報告書等の検査について

条例第 7 条及び施行規則第 6 条により、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、年度終了後 30 日以内に、収支報告書等を議長に提出することとなっています。

議会事務局では、第 2 四半期終了後（会派から領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿が閲覧に供されたとき）及び毎年度終了後に、複数の職員で検査を行っています。主な留意事項として、①取扱要領に則した支出が行われているか、②支払伝票に科目（項目）や金額等の記載誤りがないか、③領収書等の証拠書類、添付義務書類が正しく添付されているか、④領収書の但し書きで支払内容が把握できるか、⑤出納簿の記載誤りがないか、⑥代表者と経理責任者の押印漏れはないかなどを検査し、各会派に対し、支出が認められないものや修正が必要な箇所等を伝え、各会派が修正等を行った後も再度チェックを行っています。

イ ホームページ関係費の議会事務局の検査について

ホームページについては、第 2 四半期終了後及び年度終了後の検査時点で、会派のホームページが存在しているか、更新が行われているか、市政に関する調査研究などの広報及び市議会における審議の経過結果などの報告となっているか、について、トップページを主に目視で確認しています。

ホームページ関係費の支出については、てびきに記載されている広報費支出の留意点として、①記載内容は、市政に関する調査研究などの広報及び市議会における審議の経過、結果などの報告を中心とする、②発行者が会派であることが明確なものとする、となっています。①については、ホームページ、広報紙ともに「市政に関する調査研究などの広報」、「市議会における審議の経過結果などの報告」が 9 割程度を占めているか、がまず第一の判断となります。次に、それらの審議を行った、また、調査研究している会派や所属議員についての情報も、市議会における質疑の意図を市民に正確に伝えるには必要な情報であると考え、顔写真や名前、経歴、活動内容について、必要最低限で掲載することは、報告の一部として可と判断しています。ただし、ホームページの場合、

全体をどこまでの範囲とみるのかで判断も分かれるため、あくまでも説明責任は会派にあるとの認識のもとで、議会事務局の検査はトップページを主に行っているものです。

リンクバナーについては、会派の関係機関等を閲覧者にお伝えするのみであり、バナー先の画面については管理も明確に分かれることから、リンクバナーの掲載は問題ないと考えており、個々に検討はしていません。また、リンクバナー先は、会派のホームページの管理下ではないとして、掲載内容の確認は行っていません。

2 判 断

請求人は、政務活動費を充てることが適当でない内容が記載されている会派ホームページの制作代行費として、政務活動費が支出されたことは、違法不当な公金の支出に当たるため、会派に対し当該支出相当額の返還を請求するなど必要な措置をとるよう市長等に勧告することを求めるよう主張しています。

政務活動費については、平成22年3月23日の最高裁判所の判決（平成21年（行ヒ）第214号）において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とし、政務調査費に係る支出が、調査研究活動のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる場合には、特段の事情のない限り、これを用途基準に合致しない違法なものと判断されることになるとしています。

そして、平成21年12月17日最高裁判所の判決（平成20年（行ヒ）第386号）においては、政務調査費の用途制限適合性は、政務調査費の具体的な目的や内容に立ち入っての審査の予定はしていない旨を判示しています。

また、平成25年1月25日の最高裁判所の判決（平成22年（行ヒ）第42号）においては、

「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべき」と判示しています。

これらのことから、議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすには自主性、自立性が尊重されなければならないことを勘案すれば、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられるものであるが、一方で、政務活動費が用途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費が政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられた場合は、これらに相当する額について返還を求める措置を講じる必要があります。

したがって、本件の監査に当たっては、これらの考え方にに基づき、本件支出に係る会派ホームページの内容と政務活動との合理的な関連性を確認したうえで、用途基準に反する違法又は不当なものであるか否かを判断しました。

(1) 本件支出に係る用途基準について

政務活動費を充てることのできる範囲については、条例第5条の中で、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に対して交付する」とされており、その中で広報費については「会派活動及び市政に関する市民への報告に要する経費」となっています。取扱要領によると、ホームページ関係費は広報費としての支出が認められており、その内容については、てびきに記載されている広報費の支出に当たっての留意事項として、「記載内容は市政に関する調査研究などの広報及び市議会における審議の経過、結果などの報告を中心とする。」とされています。

また、取扱要領には、政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、按分率や上限額を設けていますが、広報費については按分の定めはなく、一方で政党本来の活動に属する経費、選挙活動に伴う経費等については、政務活動費の対象外となります。

これは、本市においては政党本来の活動に属するものや選挙活動に関する記事が一部でも掲載されている場合、按分が定められてない以上、広報費として政務活動費の充当を認めないとするものと解され、この基準は、按分により一部政務活動費の充当を認めている他市等よりも厳しいものとなっていると考えられます。

広報費に関する判例としては、平成 25 年 1 月 31 日の名古屋高裁の判決（平成 23 年（行コ）第 35 号）において、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々、政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。

そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るといった機能を有する面もあることは否定し難い。しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない」とされています。また、平成 30 年 5 月 24 日の東京高裁の判決（平成 29 年（行コ）第 229 号）〔原審：平成 29 年 6 月 29 日宇都宮地裁（平成 23 年（行ウ）第 8 号）〕においては、「広報紙やホームページの内容に、

調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と、議員個人の宣伝や講演会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべき」と判示しています。

本件について、請求人は、政務活動費を充当することが適当でないホームページの記載と主張している箇所について補足説明書において具体的に指摘していることから、それらについて、使途基準に反しているかを以下個別に検討しました。

(2) 個別の検討

(請求人の主張)

ア 新着情報および私たちについてと記載されたページの右部分には、上から党派名、議員控室の住所、電話番号、内線番号、受付時間、定休日の情報が掲載されている。その下にモバイルサイトへのQRコード、お問い合わせフォームへのリンクの項目、藤木えいすけ個人ブログのバナー広告、泉井ともひろ個人HPのバナー広告等が掲載されている。また、「衆議院議員とかしきなおみ Naomi Tokashiki Official site」と書かれたバナー広告、「自民党 Lib Dems Liberal Democratic Party of JAPAN」と書かれたバナー広告、「自民党大阪府支部連合会」と書かれたバナー広告も掲載されている。

(判断)

アについては、本件会派ホームページに、政党、衆議院議員、政党支部等のホームページにリンクするバナーが貼られていることが認められます。しかしながら、リンク先のホームページと本件会派との関係性や本件リンクバナーのホームページ全体に占める割合を考慮しても、合理的な範囲にとどまるものであり、社会通念上妥当なものであると認められることから、使途基準に反するとは言えません。

(請求人の主張)

イ 本件会派は、会派HPのトップページにて、次の通り、選挙の当選お礼や選挙報告に関する文言を掲載し続けてきており、当記載は政務活動に関する内容ではない。

「平成27年の統一地方選挙におきまして、吹田市議会議員選挙、現職2名新人4名全員が当選することができました。市民の皆様にお礼と感謝を申し上げます。同時に行われた吹田市長選挙においても自民党推薦の市長が誕生しました。」

(判断)

イについては、本件会派ホームページのトップページに掲載されているものであり、本件会派に属する（予定を含む。）議員や自民党推薦の市長の当選のお礼、市内の大型施設や市のプロジェクト、会派の活動などが一連の文章として記載されています。

選挙の当選のお礼の挨拶については、政務活動との直接関連があるとは言えないものの、今後の市政に関わる本件会派議員や市長に関して知らせた記事であるとの側面を有することも否定できず、また、文章全体に占める割合や、前後の内容から総合的に判断すれば、直ちに当該記載が専ら議員等の存在の周知又は宣伝を目的とした選挙活動に類するものであるとまでは認めがたく、これをもって使途基準に反するものとまでは言いきれません。

(請求人の主張)

ウ 本件会派のHPには、政務活動費を充てることが不適切と判断する根拠となる次の記載もある。

(ア) 「新年おめでとうございます！」の記事では、自民党所属の国会議員が映った写真がある。

(判断)

(ア) については、吹田市新年懇談会、商工会議所主催新年懇談会、消防出初式、成人祭などの市内の行事に本件会派議員が出席したことが、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、その写真に、行事に参加していた国会議員が写っていたとしても、それをもって直ちに当該議員の存在の周知又は宣伝を目的としているとは認められず、使途基準に反するものとは言えません。

(請求人の主張)

(イ) 「吹田母子会『陽だまりルーム』のクリスマス会」の記事では、バイオリンを触るために並んでいた娘が大泣きした記載や、議員の家族の写真があり、私的な活動を広報する内容となっている。

(判断)

(イ) については、市民団体が運営している子育て支援施設の行事に本件会派議員が出席したことが、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、その中に、当該行事に参加していた議員の家族の写真や記事が含まれていたとしても、行事の様子を伝えるものとして合理的な範囲にとどまるものであることから、私的な活動とまでは認められず、使途基準に反するものとはとは言えません。

(請求人の主張)

(ウ) 「とかしきなおみ君を育てる会」に関する記事は同じ政党所属の国会議員

が主役のイベントを宣伝する内容となっている。

(判断)

(ウ) については、いわゆる国会議員を応援する会というべきもので、当該行事に本件会派所属議員が参加したことが、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、そのことは当該議員の存在の周知又は宣伝を目的としているとの印象を与える内容となっていることを否定できず、政務活動との合理的な関連性も認め難いことから、使途基準に合致する内容とは言えません。

(請求人の主張)

(エ) 「瑞宝双光章受章記念祝賀会」の記事では、市政とは無関係なデザートの写真が掲載されている。

(判断)

(エ) については、保護司として長年活動をされてきた叙勲受章者の受章記念祝賀会に出席したことが、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、その写真の中に、祝賀会で出されたデザートの写真が含まれていたとしても、行事の様子を伝えるものとして合理的な範囲にとどまるものであり、使途基準に反するものとまでは言えません。

(請求人の主張)

(オ) 「あっという間の10月でした。」の記事では、今回も自民党候補者「とかしきなおみ」を当選させていただき、本当にありがとうございました！と衆議院議員選挙で自民党候補者が当選したことに対するお礼を行っている。

(判断)

(オ) については、平成29年10月に行われた衆議院議員選挙で自民党公認候補者が当選したことに係る本件会派からのお礼等を会派ホームページに掲載するこ

とは、政務活動との合理的な関連性があるとは認め難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(カ) 「運動会の季節ですね！」の記事では、衆議院選挙が 10 日から開始すること、希望の党や民進党や維新をとりあげ、相手が誰なのかについて言及しており、市議団は自民党の立候補予定者を応援することを記載している。

(判断)

(カ) については、前半部分では運動会など市内行事について、後半部分では衆議院議員選挙について掲載されていますが、他の政党について、「くつつく、くつつかない、くつつきたい、くつつきたくないからなる政党、(以下略)」などの記載や、「ブレない自民党の候補予定者を応援します」などの記載があることから、選挙前の時期に政党の宣伝を目的とした内容との印象を与えていることを否定できず、政務活動と合理的な関連性があるとは言い難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(キ) 「摂津市議会選挙」の記事では、摂津市議会議員選挙に自民党から立候補した者の選挙結果や選挙への支援のお礼を記載すると共に、自民党所属の参議院議員である「太田房江」「必勝」と記載した為書や自民党の当選者が映った写真を掲載している。

(判断)

(キ) については、摂津市議会議員選挙における自由民主党（以下「自民党」という。）候補者の当選結果等について掲載されていますが、掲載されている写真には「必勝」と書かれた為書きが選挙事務所とみられる場所の壁に貼られている様

子や、その中で当選者が花束を受け取っているところや、選挙用のだるまに目を入れるところなども写されており、個人の周知や宣伝を目的とした内容との印象を与えていることを否定できず、政務活動と関連性があるとは言い難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(ク) 「サマーフェスタ IN 千里阪急ホテル」の記事は、私的なベイント参加の記事である。議長公務としての参加ではない。

(判断)

(ク) については、本件会派議員の後援会が主催した行事(サマーフェスタ)について、参加者へのお礼とともに、行事の様子を伝える写真が掲載されており、これらの行事の詳細を見たい場合は、文章の一部をクリックすると個人ホームページへリンクする設定となっていますが、個人の周知や宣伝を目的とした内容との印象を与えていることを否定できず、政務活動と合理的な関連性があるとは言い難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(ケ) 「藤木議長就任のお祝い」の記事には、藤木議員が議長に就任したことを祝ったことが記述されている。飲食物の写真が掲載されており、料理の感想が記載されている。議員の私的な活動内容の記事である。

(判断)

(ケ) については、本件会派議員の議長就任のお祝いをしたことを、その場の様子を伝える写真とともに掲載していますが、お祝いの会は私的な集まりであり、会を開いたことや料理の感想、飲食物の写真などは、政務活動に関連した内容とは認め難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(コ) 「自民党大阪 7 区青年部主催『いちご狩り&BBQ』(泉井)」の記事は、4 月 30 日に自民党大阪 7 区青年部主催で、総勢 80 名でいちご狩り・BBQ に行ってきたこと、大盛り上がりだったことなどが記載されている。来年の企画を思案する記載もあり、興味がある人に連絡を促す内容になっている。

(判断)

(コ) については、政党青年部が主催した行事に参加したことについて、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、政務活動との関連性のない、政党活動に関する記事であると認められることから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(サ) 「豊田みのる府議 府政報告会」は、1 月 29 日に当時自民党に所属していた府議会議員の府政報告会に参加した内容の記事である。当記事が作成し公開されたのは平成 29 年(2017 年) 度中とは認められないものの、平成 29 年(2017 年) 度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

(判断)

(サ) については、本件会派議員が、府議会議員の府政報告会に参加した内容について掲載されていますが、吹田市選出の府議会議員の府政報告は、政務活動との関連性が認められることから、使途基準に反するものとは言えません。

(請求人の主張)

(シ) 「自民党 56 議席！！」の記事には、参議院議員選挙の選挙結果や選挙結果に対する感想が記載されている。当記事が作成し公開されたのは平成 29 年

(2017 年) 度中とは認められないものの、平成 29 年(2017 年) 度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

(判断)

(シ) については、参議院議員選挙の結果が掲載されており、自民党の選挙区、比例区における獲得議席数や、選挙結果について評した内容が見受けられますが、これらが党の宣伝を目的とした内容との印象を与えていることを否定できず、政務活動との合理的な関連性も認め難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(ス) 「『松川るい』候補個人説明会 in すいた ゲスト応援弁士は丸川環境大臣・後藤吹田市長・森山摂津市長」の記事では、参議院議員選挙に立候補し選挙戦を当時戦っていた松川るい氏の選挙活動が、当氏や同党所属の丸川参議院議員の写真等と共に掲載されている。当記事が作成し公開されたのは平成 29 年(2017 年) 度中とは認められないものの、平成 29 年(2017 年) 度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

(判断)

(ス) については、自民党の公認候補者の個人演説会についての記事が、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、「立ち見が出るほどの支持者の皆さんが応援に!!」、「選挙終盤、何としてもトップ当選を果たさなくてはなりません!!」との記載や、当該候補者を「よろしく願いいたします!!」との記載、また「投票用紙には『自民党』もしくは自民党比例区の候補者の『氏名』をお書きください!」との記載など、選挙に向け、当該候補者のPRをし、直接的に投票行動を促すなど、選挙活動のためのものである実態を有することを否定できず、

使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(セ) 「こんなにゆうす～若者に人気の自民党～(藤木えいすけブログより)」

の記事には、参議院選挙の情勢の調査に関する記述が載っている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

(判断)

(セ)については、会派所属議員の個人のブログに掲載されている産経新聞の記事を引用したものが掲載されており、「インターネット世代の若者は自民党・憲法改正志向 SEALDsは異端?」という見出し、与党幹部とされる人物の参院選情勢に関しての感想及びマスコミの世論調査では若者の多くは参院選の比例投票先に自民党を選んでいるといった内容の記載などが見受けられます。これらは、記載内容等から判断すると参議院議員選挙前に掲載されたものであると思われ、政党の宣伝を目的とした内容との印象を与えていることを否定できず、政務活動と合理的な関連性があるとも言い難いことから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(ソ) 「松川るい候補 in すいた」の記事には、「松川るい」と記載されたタスキを身に着け演説を行う松川るい氏やとかしきなおみ氏の写真が複数掲載されており、選挙活動を宣伝する内容となっている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

(判断)

(ソ) については、参議院議員選挙の自民党公認候補者が吹田で街頭演説を行ったとの記事が、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、選挙に向けた当該候補者のPRであるとの印象を与えるような内容となっていることに鑑みると、選挙活動のためのものである実態を有することを否定できず、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(タ) 「参議院選挙公示日」の記事には、参議院選挙が開始したこと、自民党公認候補が松川るい氏であること、松川るい氏の政策には明確な実績と根拠があること、期日前投票を利用して欲しいこと、松川るい氏の公式サイトへのリンク等が掲載されている。当記事が作成し公開されたのは平成29年(2017年)度中とは認められないものの、平成29年(2017年)度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

(判断)

(タ) については、自民党の公認候補者についての記事が掲載されていますが、当該候補を公認していること、「比例区について『自民党』をお願いします!!」などの記事及びその下に当該候補者の公式サイトへのリンクを掲載するなど、選挙に向け、当該候補者のPRをし、直接的に投票行動を促すなど、選挙活動のためのものである実態を有することを否定できず、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

(チ) 「安倍総裁! 街頭演説!」の記事には、松川るい氏の応援で自民党総裁が街頭演説を行ったこと、民進党や共産党に対する批判が記載されている。なお、

民進党という名前の会派は、当時の吹田市議会議員の任期中（平成 27 年（2015 年）5 月～平成 31 年（2019 年）4 月）不存在である。当記事が作成し公開されたのは平成 29 年（2017 年）度中とは認められないものの、平成 29 年（2017 年）度中も当記事を掲載し続けたことが認められる。

（判断）

（チ）については、梅田駅周辺において行われた自民党の参議院議員選挙の公認候補者の街頭演説や総理大臣の応援演説に関する記事が、その様子を伝える写真とともに掲載されていますが、演説の様子や大勢の聴衆が集まったこと、また、他党に関する批判など、選挙に向けた候補者や政党のPRとしての印象を与えるような内容となっていることに鑑みると、選挙活動のためのものである実態を有することを否定できず、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

3 結 論

以上のとおり、本件においては、政務活動費の使途基準に反する内容が見受けられたため、ホームページ制作代行費の全額に政務活動費を充当したことは適正なものとは認められないと言わざるを得ません。

しかしながら、請求人が返還を求めている当該政務活動費 38,880 円については、既に市に返還されたところであり、市に損害が発生していないことから、本件政務活動費の支出に係る請求人の主張は理由がないものと認められるため、これを棄却し、その余の請求については不適法であるため却下します。

4 意 見

本件請求については、既に政務活動費が返還されていることから、請求に理由がないものとして棄却としましたが、会派ホームページにおいて、政務活動とは見なし難い、特に選挙活動に関する内容と思われる記載が見受けられました。本市においては、

広報費について按分の考え方は採用されていないため、政務活動に当たらない内容がホームページに掲載されている場合は、その経費の全額を政務活動費として充当することは適切でないと思料されるところです。

よって、今後は、判例や他市の状況等を参考に、実情にあった按分の考え方を導入し、関係規程の精査を行うなど、制度の更なる改善を図るとともに、本件監査請求と同様の疑義を市民に抱かれることのないよう、より厳しい認識をもって適正な執行に努められることを望むものです。